

○森林法施行細則

平成12年3月31日

規則第128号

改正 平成18年3月31日規則第75号

平成19年3月30日規則第43号

平成23年5月27日規則第33号

平成25年3月22日規則第12号

令和3年3月30日規則28号

森林法施行細則をここに公布する。

森林法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)の施行に関し、法、森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「政令」という。)及び森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開発行為に関する計画書)

第2条 省令第4条第1号に規定する開発行為に関する計画書(以下「計画書」という。)は、別記第1号様式による。

2 前項の計画書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 残置森林等の管理に関する事項を記載した書類
- (2) 事業実施のための収支計画に関する事項を記載した書類
- (3) 工事工程計画に関する事項を記載した書類
- (4) 防災施設に関する事項を記載した書類
- (5) 現況図(林況、開発区域及び周辺の状況を示す図面)
- (6) 施設計画図(設置する施設の計画図、残置し、及び造成する森林又は緑地の区域を示す図面並びに防災施設(擁壁、調整池又はえん堤をいう。以下同じ。)又は保安林の区域を示す図面)
- (7) 土地利用計画図(切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域、^{のり}法面の位置等を示す図面)
- (8) 緑化計画図(残置し、及び造成する森林又は緑地、施設用地、防災施設用地等の区域及び面積を示す図面)

- (9) 字絵図若しくは地籍図又はこれらに類する書類
- (10) 縦断面図（施工前の地盤高及び開発計画高を示す図面）
- (11) 横断面図（法面の勾配、高さ、断面積、切土、盛土等の施工方法等を示す図面）
- (12) 防災計画平面図（防災施設等の位置、工種、番号等を示す図面）
- (13) 防災施設等構造図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、調整池等の構造を示す図面）
- (14) 流域現況図（流域の地形、土地利用の実態、河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等を示す図面）
- (15) ネック調査地点の断面図（開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の断面図）
- (16) その他知事が必要と認める書類

3 計画書及び前項の書類には、必要に応じ計算書を添付しなければならない。

（平25規則12・一部改正）

（同意を得ていることを証する書類の添付書類）

第3条 省令第4条第2号に規定する同意を得ていることを証する書類には、同号に規定する権利を有する者が複数ある場合にはこれらの者の氏名及び同意等の状況を記載した一覧表を添付しなければならない。

（平25規則12・一部改正）

（変更許可の申請）

第4条 法第10条の2第1項の規定により開発行為の許可を受けた者（以下「開発行為者」という。）は、当該許可の内容について次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、林地開発変更許可申請書（別記第2号様式）に省令第4条に規定する位置図及び区域図、同条第1号から第3号までに規定する書類並びに前2条に規定する書類を添付して知事に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 開発行為の目的の変更
- (2) 開発行為に係る森林の面積（以下「許可面積」という。）の変更のうち次に掲げる変更
 - ア 許可面積が10ヘクタール以上である場合にあっては許可面積が1ヘクタール以上の増加となる変更
 - イ 許可面積が10ヘクタール未満である場合にあっては許可面積が1割以上の増加となる変更

- (3) 残置し、及び造成する森林又は緑地の面積を減ずる変更で残置森林率又は森林率に支障を生じるもの
- (4) 防災施設の廃止、新設又は著しい構造の変更
- (5) その他開発行為の内容の重大な変更

2 開発行為者は、開発行為の許可（以下「開発許可」という。）の内容について前項各号に掲げる変更以外の変更を行おうとするときは、林地開発変更届出書（別記第3号様式）により知事に届け出なければならない。

（平25規則12・一部改正）

（申請の取下げ）

第5条 開発許可の申請をした者は、開発許可がなされるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ申請書（別記第4号様式）により知事に申請しなければならない。

（工事着手の届出）

第6条 開発行為者は、開発許可に係る工事に着手したときは、速やかに、林地開発行為着手届出書（別記第5号様式）により知事に届け出なければならない。

（標識の掲示）

第7条 開発行為者は、開発許可に係る工事に着手した日から完了の日まで、当該工事現場の見やすい場所に、氏名又は名称、開発行為に係る森林の所在場所及び開発許可の番号を記載した標識を掲示しておかななければならない。

（工事施工状況の報告）

第8条 開発行為者は、年1回、開発行為に係る工事の施工の状況について施工状況報告書（別記第6号様式）により知事に報告しなければならない。

（主要防災施設工事完了の届出）

第9条 開発行為者は、主要な防災施設（知事が開発許可の際指定したものをいう。）が完成したときは、遅滞なく、主要防災施設工事完了届出書（別記第7号様式）により知事に届け出なければならない。

（中止又は廃止の届出）

第10条 開発行為者は、開発行為を中止し、又は廃止しようとするときは、森林の機能回復、防災施設の設置等必要な措置を講じた後、遅滞なく、林地開発行為中止（廃止）届出書（別記第8号様式）により知事に届け出なければならない。

2 開発行為者は、開発行為を中止した後に再開しようとするときは、林地開発行為再開届出書（別記第9号様式）により知事に届け出なければならない。

(地位の承継等の届出)

第11条 開発行為者は、開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ、開発行為に係る土地の権利譲渡届出書（別記第10号様式）により知事に届け出なければならない。

2 相続又は合併により開発行為者の地位を承継した者は、遅滞なく、林地開発行為者の地位承継届出書（別記第11号様式）により知事に届け出なければならない。

3 開発行為者は、開発行為に関する工事を施行する権原を他の者に譲り渡すことにより、自らの地位を承継させようとするときは、あらかじめ、林地開発行為者の地位譲渡届出書（別記第12号様式）により知事に届け出なければならない。

(災害発生の届出等)

第12条 開発行為者は、開発行為に伴い災害が発生したときは、直ちに、必要な応急処置を講じるとともに、遅滞なく、災害発生届出書（別記第13号様式）により知事に届け出なければならない。

2 開発行為者は、前項の届出の後、速やかに災害復旧の措置を講じなければならない。

3 開発行為者は、災害復旧の措置が完了したときは、災害復旧措置完了報告書（別記第14号様式）により知事に報告しなければならない。

(完了の届出)

第13条 開発行為者は、開発行為が完了したときは、遅滞なく、林地開発行為完了届出書（別記第15号様式）により知事に届け出なければならない。

2 開発行為者は、開発行為を工区に分けて行う場合において、一部の工区の開発行為が完了したときは、林地開発行為一部完了届出書（別記第16号様式）により知事に届け出ることができる。

(保安林の指定等に係る意見の聴取)

第14条 法第32条第2項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定により知事が行う意見の聴取は、知事又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

2 法第32条第1項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出をした者（以下「意見書提出者」という。）がその代理人を意見聴取会に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出しなければならない。

- 3 議長は、意見聴取会において、出席した意見提出者又はその代理人に異議の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、議長は、その者が正当な理由がないのに異議の要旨及び理由を陳述しないと認めるときは、その者がその陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。
- 4 議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると認めるときは、意見書提出者又はその代理人の陳述について、その時間を制限することができる。
- 5 意見書提出者又はその代理人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許可することができる。
- 7 前2項の許可により発言を許可された者の発言は、その意見の聴取に係る案件の範囲を超えてはならない。
- 8 第4項の規定によりその陳述につき時間を制限された者がその制限された時間を超えて陳述したとき、又は第5項若しくは第6項の規定により発言を許可された者が前項の範囲を超えて発言し、若しくは不穏当な言動があったときは、議長は、その陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。
- 10 議長は、意見聴取会の終了後、遅滞なく、意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(添付書類の追加及び一部省略)

第15条 知事は、特に必要があると認めるときは、法、政令、省令及びこの規則に規定する知事に提出する書類以外の書類を提出させ、又は特別の事情があると認めるときは、添付書類の一部を省略させることがある。

(申請書等の経由及び提出部数)

第16条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類（以下「申請書等」という。）は、当該申請書等に記載された区域を管轄する地域振興局又は支庁の長を経由しなければならない。

- 2 申請書等の提出部数は、第4条、第5条及び省令第4条に規定する書類にあつては正本1部及び副本2部とし、その他の書類にあつては正本1部及び副本1部とする。

(平19規則43・平25規則12・一部改正)

(その他)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第75号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第43号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月27日規則第33号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第12号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第28号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

林 地 開 発 事 業 計 画 書

事業又は施設の名称							
開発行為に係る土地の所在場所							
開発工事設計者	住所	郵便番号			電話番号		
	氏名	担当者氏名					
開発工事施工者	住所	郵便番号			電話番号		
	氏名	担当者氏名					
位置図							
5万分の1							
面積	区分	地域森林計画対象民有林			その他	合計	
		普通林	保安林	計			
	開発区域	ha	ha	② ha	ha	① ha	
開発行為に係る区域	ha	ha	③ ha	ha	ha		
地況	地質				土壌		
	傾斜	° ~ ° 平均 °			標高	m ~ m	
現況別実測面積	山林	ha	保安林	ha	原野	ha	
	田	ha	畑	ha	宅地	ha	
	里道・水路	ha	その他	ha	計	① ha	

土地 利用 計画	区 分	普通林・その他	保 安 林	計	
	残 置 森 林	ha	ha	④ ha	
	うち16年生以上	ha	ha	⑤ ha	
	造 成 森 林	ha	ha	⑥ ha	
	残 置 緑 地	ha	ha	⑦ ha	
	造 成 緑 地	ha	ha	⑧ ha	
	施 設 用 地	ha	ha	ha	
	防 災 施 設 用 地	ha	ha	ha	
	その他()	ha	ha	ha	
	計	ha	ha	① ha	
森林率	$\frac{④+⑥}{②} \times 100$ %	残置森林率	$\frac{⑤}{②} \times 100$ %	緑 地 率	$\frac{④+⑥+⑦+⑧}{②} \times 100$ %
事業計画の概要					
切土・盛土計画	切 土 量	盛 土 量	不足土・捨土量		
	m ³	m ³	m ³		
	(施工方法)				
不足土調達 残土処理計画					
水の確保に関する 現況と対策	水利用の有無	用水の種類	戸数積	代替施設等の計画	同意の状況
	有 無				

緑化計画	造成森林	
	造成緑地	

- 注 1 位置図に開発位置を赤で示すこと。
2 現況写真(全景)を添付し、開発区域を赤で示すこと。

林地開発変更許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名
〔法人にあっては、名称及び代表者〕
の氏名

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので、申請します。

許 可 年 月 日	
及 び 許 可 番 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
備 考	

- 注1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
 2 開発行為を行うことについて行政庁の特認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
 3 変更事項は、変更前を上段、変更後を下段の2段書きとすること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

林地開発変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更するので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
変更後の開発行為に係る森林の所在場所	
変更後の開発行為に係る森林の土地の面積	
変更の理由及び内容	
変更後の完了予定年月日	年 月 日

取 下 げ 申 請 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申 請 者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けで申請した次のことについては、都合により取下げます。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	

林地開発行為着手届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、次のとおり着手したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
着手年月日	年 月 日

施 工 状 況 報 告 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

報 告 者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為の
年 月 日現在の施工状況を次のとおり報告します。

許可年月日及び番号		年 月 日指令 第 号		
開発行為の所在場所				
設 計		出 来 高		進 捗 率 (%)
工 種	数 量	工 種	数 量	
全 体 進 捗 率		%		

注 工事工程表（進捗状況を赤で示すこと）を添付すること。

主要防災施設工事完了届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為の
主要防災施設工事が次のとおり完了したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号	
開発行為の目的		
開発行為の所在場所		
主要防災施設の名称	数 量	摘 要
主要防災施設工事着手年月日	年 月 日	
主要防災施設工事完了年月日	年 月 日	

林地開発行為中止（廃止）届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり中止（廃止）したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
中止（廃止）年月日	年 月 日
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）後の防災	
施設の概要	
再着手予定年月日	年 月 日

注1 再着手予定年月日は、中止の場所だけ記入すること。

2 中止（廃止）後の措置について、防災、復旧等についての計画書及び図面を添付すること。

林地開発行為再開届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名
〔法人にあっては、名称及び代表者
の氏名〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を再開したいので、届けます。

許可年月日	
及び許可番号	
開発行為に係る	
森林の所在場所	
開発行為に係る	
森林の土地の面積	
開発行為の目的	
中止年月日	
再開年月日	
再開の理由	

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

開発行為に係る土地の権利譲渡届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る土地の権利を、次のとおり譲渡するので届け出ます。

許可年月日及び番号	年	月	日	指令	第	号
開発行為の目的						
開発行為に係る 森林の所在場所						
開発行為に係る 森林の土地の面積						
譲渡に係る土地の所在場所				譲受ける者の住所及び氏名		

林地開発行為者の地位承継届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る地位を相続（合併）により承継したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	
許可を受けた者の住所及び氏名	
承継年月日	年 月 日
承継の原因	

注 地位を承継したことが確認できる書類を添付すること。

林地開発行為者の地位譲渡届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る地位を譲渡したいので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	
地位を譲り受ける者の住所及び氏名	
譲渡年月日	年 月 日
譲渡の原因	

注 地位を譲渡したことが確認できる書類を添付すること。

災害発生届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る区域において、次のとおり災害が発生したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
災害発生年月日	年 月 日（～ 年 月 日）
災害発生区域	
被災状況	
復旧の方法	
復旧完了予定年月日	年 月 日

注 被災状況の図面、写真、復旧計画書及び計画図面を添付すること。

災害復旧措置完了報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

報告者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け災害発生届出書により届け出た災害の復旧の措置については、次のとおり完了したので報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日指令 第 号
開発行為に係る 森林の所在場所	
措 置 の 内 容	

林地開発行為完了届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為が次のとおり完了したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

注 開発行為完了後の状況写真及び出来形図面を添付すること。

林地開発行為一部完了届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為が次のとおり一部完了したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
着手年月日	年 月 日
一部完了年月日	年 月 日

注 開発行為の一部完了部分に関する状況写真及び出来形図面を添付すること。

別記第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第4条関係）

（令3規則28・一部改正）

第3号様式（第4条関係）

（令3規則28・一部改正）

第4号様式（第5条関係）

（令3規則28・一部改正）

第5号様式（第6条関係）

（平18規則75・一部改正）

第6号様式（第8条関係）

（平18規則75・一部改正）

第7号様式（第9条関係）

（平18規則75・一部改正）

第8号様式（第10条関係）

（令3規則28・一部改正）

第9号様式（第10条関係）

（令3規則28・一部改正）

第10号様式（第11条関係）

（令3規則28・一部改正）

第11号様式（第11条関係）

（令3規則28・一部改正）

第12号様式（第11条関係）

（令3規則28・一部改正）

第13号様式（第12条関係）

（令3規則28・一部改正）

第14号様式（第12条関係）

（令3規則28・一部改正）

第15号様式（第13条関係）

（平18規則75・一部改正）

第16号様式（第13条関係）

（平18規則75・一部改正）